

甫喜ヶ峰森林公園整備事業委託業務プロポーザル審査要領

甫喜ヶ峰森林公園整備事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「甫喜ヶ峰森林公園整備事業委託業務プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 基本的な考え方	(10点)
(2) 森林整備計画	(50点)
(3) 現場技術者及び林業機械の配置計画	(25点)
(4) 事業体の財務状況	(10点)
(5) 事業経費	(5点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

令和7年7月 11 日(金)頃予定

場所 未定

※現時点での予定です。正式には審査委員会開催通知にてご案内します。

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1社 30 分、出席者は3名以内とします。
- ② 順番は別途お知らせします。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。
- ④ 企画提案書に基づき行うこととし、映像等は使用しないこととします。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点が同点で2者以上ある場合は、審査項目(2)「森林整備計画」の点数が高い順に候補者と次点者を選定します。
- (5) (4)において、審査項目(2)「森林整備計画」の点数も同点である場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

- (6) (5)において、経費見積も同額である場合は、審査委員会の協議により候補者と次点者を選定します。
- (7) 上記(4)、(5)、(6)にかかわらず、総合得点が5割未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

別紙

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点	評価の基準
基本的な考え方	本事業実施にあたっての現状の問題点・課題や本事業の内容を理解し、企画提案に反映されているか。	10	
森林整備計画	・展示林としての機能に視点を置いた森林整備計画となっているか ・森林の多面的機能の発揮に視点を置いた森林整備計画となっているか ・地形、地質等に考慮した森林作業道の計画となっているか ・森林公園としての景観と安全性に配慮した森林施業計画(除間伐等した材や枝条の転落防止対策等)となっているか ・植生調査の計画がされているか	50	
現場技術者及び林業機械の配置計画	・作業に必要な知識と技術を有した技術者が確保できているか ・現場管理、安全管理の体制が整っているか ・森林整備に必要な高性能林業機械等が確保されているか	25	
事業体の財務状況	経営基盤は安定しているか。計画期間内に事業継続できる体制となっているか。	10	
事業経費	事業に係る経費の積算は適切か。	5	